
共通利益の保護・増進におけるICJの可能性と限界
—多数国間条約手続の集団的性質と
実体規定に対する合意基盤に着目して—

The ICJ and Multilateral Treaty Regimes: an Analysis from the Perspective of Collectivity

H31助人3

代表研究者 今 岡 奏 帆 東洋英和女学院大学 国際社会学部 助教
Kanaho Imaoka Assistant Professor, Institute of International Relations, Toyo Eiwa University

This research explores the possibilities and limitations of the International Court of Justice (ICJ) procedure in promoting common interests under multilateral treaty regimes. The ICJ has relied on the “collective criterion” to decide if it intervenes cases concerning implementation of a multilateral treaties. The ICJ has refrained from judging when a treaty regime was based on collective decisions by the State representatives in joint forums. This research considered validity of the criterion.

Firstly, this research examined studies in interwar period. Surprisingly, some scholars showed almost the same idea as that of the ICJ’s collective criterion. Some strong supports for the criterion were made by these studies.

Secondly, this research sorted treaty regimes following the criterion. Treaties concerning space or human rights are not considered as those which have collective nature. On the other hand, environmental treaties can be recognized as collective treaty regimes.

Thirdly, this research considered reasons why environmental treaty regimes adopted collective procedures. There are three main factors. First, collective procedures reflect differences among substantive obligations owed by State Parties under the treaties. Second, State Parties intend to leave certain amount of controls to their sovereignties because environmental issues deeply concern their economic interests. Third, some regimes adopt collective procedures to treat developing countries’ difficulties in implementing obligations caused by technological or financial shortages.

Collective procedures reflect substantive features of the treaty regimes. In other words, the criterion appropriately shows the limitations of the ICJ in promoting common interests under multilateral treaty regimes. Based on these considerations, this research concluded that the collective criterion was valid.

研究目的

本研究は、共通利益を冠する多数国間条約が構築してきた条約機関・手続に着目し、これらと国際司法裁判所 (ICJ) 手続を対比させることによって、条約規則が共通利益の保護・増進機能をICJに与えたと解せるか否かについての判断基準を導出し、その機能を明らかにすることを目的とする。

具体的には、前提的研究においてICJ判例から導かれた、条約構造の集団性基準の機能および妥当性の検討を行った。同基準は、条約の履行構造が締約国代表による多角的な議論と意思決定を基盤とする場合、当該条約がICJにおける二当事者間訴訟によって共通利益侵害問題を処理することを認めているとは解せないというものである。同基準の妥当性が確認できれば、共通利益を冠する多数国間条約上の履行確保に対してICJが果たしうる役割という国際法上の重要問題に対し、指針を与えることができる。

概要

本研究は、共通利益を定める条約制度の履行確保における国際司法裁判所 (ICJ) の役割を限界づける基準としての、集団性基準の機能および妥当性を明らかにするため、以下のような作業に取り組んだ。

第一に、ICJの果たしうる機能を条約制度との関係で限界づける際の基準が、学説においてどのように議論されてきたのかという点の検討である。ここで主要な検討の対象となるのは戦間期学説である。第二次世界大戦以後、共通利益概念が普及・称揚される中、条約制度とICJの関係性は、共通利益は原告適格を基礎づけるかという定式化の中で論じられるようになる。戦間期学説は、そうした議論の一般化

以前において、個別条約の入念な検討を通してICJと条約制度の関係性を個別的に論じていた。その際、主要な視座となったのが条約構造の分析であり、集団性基準と思想を同じくする基準が複数の論者によって提唱されていた。そうした論者によれば、条約の集団的手続は熟慮を可能とするものとして積極的に評価される。

第二に、集団性基準に照らした条約手続の分類である。集団性基準に照らせば、環境、人権、宇宙といった共通利益を定める条約制度のうち、環境条約が集団的制度としての特徴を有していると評価できる。しかし、環境条約の中にも集団性、すなわち、組織の構成 (国家代表であるか個人資格であるかなど)、議決方式 (コンセンサス、多数決など) 等の面で差異がある。大局的に見れば、履行委員会については国家代表ではなく個人資格の委員によって構成される例が一般化したことで専門化 (脱国家化) が進んでいる一方、締約国会合においては議決方式としてコンセンサス方式が導入され、締約国の多角的議論と合意形成をより重視する制度設計になってきている。換言すれば、専門的問題について処理する履行委員会と国家代表により構成される締約国会合の機能分化が進展する一方、集団的手続の主要な場としての締約国会合については集団的性質を強めてきているといえる。

第三に、集団的制度の手続上の機能による分類と、そうした手続採用の要因となる実体規範の性質の分析である。第一に、実体的な義務内容の不均衡に対応することを目的とした集団的制度が指摘できる。環境条約は、発展途上国の特別な事情に配慮し、実体的義務を緩和する規定を設けることがあり、そうした条約においては、議決に際して義務の緩和された国家とそうでない国家の両方の一定以

上の同意が得られることを制度的に確保するために集団的制度が採用されることがある。第二に、利害の密接性及び合意の未成熟に対応するための主権的コントロールを目的とした集団的制度が指摘できる。環境条約の履行は経済的發展を犠牲にするという面があり、国家がその履行問題に高い利害関心をもつ。こうした特徴から、起草段階における精密な合意形成も困難となる。よって、締約国代表による意思決定への参加に基づく主権的コントロールが必要とされるのである。第三に、実体規範の実効性の欠如とこれを補う必要性に対応するための集団的制度である。環境条約は、その履行に技術的・財政的能力を要するという特徴をもつ。これを前提に、環境条約は先進締約国による発展途上締約国に対する技術支援や基金による財政支援、義務の緩和などの豊富な選択肢を用意しているのであり、そうした豊富な選択肢の中から判断を下す際には多角的議論が必要となる。

以上のように、条約の集団的性質という判断基準は、ICJ判例によって主要な判断基準とされてきただけでなく、戦間期学説によっても支持されてきた。また、近年の主要な条約制度の分類基準としても有効に機能する。集団的条約制度は、個別条約の実体規範上の特徴に対応するために、固有の機能を果たしている。こうした条約制度の固有性に鑑みれば、集団性の基準は、ICJが条約上の共通利益の保護・増進、条約義務の履行確保への介入の限界を決める基準として妥当性を有すると評価することが出来る。

－以下割愛－